

神領団地敷地内店舗の空店舗の貸し付け条件について

1. 貸し付け目的

県営住宅神領団地入居者への利便提供を目的とした店舗

2. 貸し付け物件

- (1) 名 称 : 滋賀県営住宅神領団地店舗
- (2) 所 在 地 : 大津市三大寺6番9号
- (3) 構 造 : 鉄骨造平屋建 (内装等は除く。)
- (4) 店舗位置 : 別紙図面
- (5) 店舗面積 : 156.76㎡
- (6) 敷地面積 : 313.26㎡ (按分面積: 駐車場含む)
- (7) 共用駐車場 : 14台 (うち身障者用駐車場1台)

3. 賃貸借期間

- (1) 契約締結日から毎年3月31日まで (更新可)
- (2) 毎年、契約の締結必要

4. 貸付料・支払い方法

- (1) 年間 1,677,111円 (H26年度額。毎年変動。建物火災共済掛金含む)
- (2) 毎月払い (年額を12分割した金額を当月末日期限に請求)

5. 共益費 (誘導灯、非常灯、自動火災報知器の電気料等)

- (1) 神領団地店舗借受者で実費を負担 (【参考】年間13,488円 (過去3年平均額))

6. 敷金

- (1) 毎月の貸付料の3ヶ月分の金額

7. 引き渡し・営業開始日

- (1) 店舗の引き渡しは、契約締結日とする。
- (2) 店舗の開店日は、引き渡しから2ヶ月以内とする。(2ヶ月を過ぎる場合は、期限延長の理由を書面で提出すること。)

8. 引き渡し状態

現状での引き渡しとする。

9. 内装工事および時期

- (1) 引き渡しを受けた後、すみやかに内装工事に着手すること。
- (2) 内装工事の着手および施工にあたって、事前に設計書を滋賀県に提出し、承認を受けること。
- (3) 工事に要する費用は、すべて自己負担とする。

10. 増改築等

- (1) 賃貸借物件を増改築、新たに工作物等を設置、その他賃貸借物件の原状を変更しようとする時は、事前に滋賀県に協議し、書面により承認を受けること。
- (2) 増改築等に要する費用は、すべて自己負担とする。

11. 物件の返還

- (1) 期間の終了等により賃貸借物件を返還するときは、付加したすべての造作、設備等を自己の費用で原状回復して返還しなければならない。

12. 店舗の募集から契約までのフロー図

